



青葉 ニュースレター

V o l . 54

2015年10月19日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉コンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。従って、青葉コンサルティンググループは、お客様の上記以外の目的での利用によって生じるいかなる結果や損害についても責任を負いません。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書に於ける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、事前に専門家にお問い合わせください。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2802 1092 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街 26 号長富宮弁公楼 8 階 8006 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

中国政府、四つの自由貿易区方案を承認	5
【主な背景】	5
【主な内容】	5
【主な影響】	6
自由貿易試験区、外資投資に対する備案管理を試行	8
【主な背景】	8
【主な内容】	8
【主な影響】	9
奨励類外資投企業項目の確認に関する新政策	10
【主な背景】	10
【主な内容】	10
【主な影響】	11
深セン市で企業名称の登記改革を試行	12
【主な背景】	12
【主な内容】	12
【主な影響】	13
食品安全法を修正	14
【主な背景】	14
【主な内容】	14
【主な影響】	16
企業・事業単位の制度改造・再編に係る契稅政策の より一層の引上げに関する通知	17
【主な背景】	17
【主な内容】	17
【主な影響】	19
個人非貨幣性資産の投資に係る個人所得稅の通知	20
【主な背景】	20
【主な内容】	20
【主な影響】	21

増値税一般納税者管理に関する調整の公告	22
【主な背景】	22
【主な内容】	22
【主な影響】	23
「非居住民企業の所得税査定徴収管理弁法」の修訂通知	24
【主な背景】	24
【主な内容】	24
【主な影響】	25
外商投資企業の外貨資本金元転管理方式を改革する通知	26
【主な背景】	26
【主な内容】	26
【主な影響】	28

中国政府、四つの自由貿易区方案を承認

【主な背景】

4月20日、国務院は上海、広東、天津、福建の四つの自由貿易区の発展方案を公布した。その中には、「中国（上海）自由貿易試験区の改革開放を更に深化する方案」、「中国（広東）自由貿易試験区の総体方案」、「中国（天津）自由貿易試験区の総体方案」、「中国（福建）自由貿易試験区の総体方案」が含まれ、また、四つの自由貿易区が共有するネガティブリスト（制限類リスト）－「自由貿易試験区の外資投資に対する国家安全管理措置（ネガティブリスト）に関する通知」及び「自由貿易試験区の外資投資に対する国家安全審査試行弁法」も含まれている。

【主な内容】

四つの自由貿易区は上海自由貿易区の経験を基に、さらに改革開放を拡大する革新的措置を打ち上げた。

一、制度の革新を堅持

新規設立された自由貿易区が上海自由貿易区の成功経験を活用し、投資管理制度、貿易監督管理制度、金融制度及び事中・事後監督管理の四つの分野で改革・革新をはかり、さらに行政コンサルティング体系、審査と管理の分離、審査の統一管理などの新たなやり方を打ち出した。地域が拡大された上海自由貿易試験区もさらに公平な競争の権益保護の試験内容を促進するものとなっている。

二、発展の重点はそれぞれ異なる

広東自由貿易区は内陸部と香港・澳門との協力関係を進める立場であり、天津自由貿易区は北京・天津・河北省の協同発展を図る立場であり、福建自由貿易区は台湾との兩岸の経済協力をはかる立場であり、上海自由貿易区は引続き投資貿易の便利化、自由な両替、高率な監督・管理、及び法律環境の規範化における「先導者」の立場である。

三、ネガティブリストを自由貿易区間で共有

上海、広東、天津、福建の四つの自由貿易区は同一なネガティブリストを共有することになる。新版のネガティブリストを 2015 年版の外資投資産業ガイドブックと比べると、自由貿易区のネガティブリストは 18 分野の制限類を取り消して緩和した。上海自由貿易区の 2014 年版のネガティブリストと比べると、分類は 3 項目減少し、特別管理措置は 17 項減少した。

四、安全審査を導入

国家の安全、国家の安全保障能力に影響を及ぼす、あるいは、投資主体、買収対象、業界、技術、地域に関わる外資投資に対して、安全審査を行う。

審査対象：

1. 国防安全、国防上必要な国内製品の生産能力、国内サービスの提供能力及び関連の施設に影響がある外資投資。
2. 国家の経済の安定運営に影響がある外資投資。
3. 社会基本生活秩序に影響がある外資投資。
4. 国家の文化的な安全、公共道徳に影響がある外資投資。
5. 国家のネット上の安全に影響がある外資投資。
6. 国家安全上の中心技術の研究開発能力に影響がある外資投資。

【主な影響】

四つ自由貿易区が承認されることは、中国の改革開放に有利であり、ネガティブリストの実施は外資が中国に対する投資を促すことができる。

【法規依拠】

「国務院による中国（上海）自由貿易試験区の改革開放を更に深化する方案に関する通知」（国発〔2015〕21 号）

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9631.htm

「国務院による中国（広東）自由貿易試験区の総体方案に関する通知〔2015〕18 号」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9623.htm

[m](#)

「国務院による中国（天津）自由貿易試験区の総体方案に関する通知〔2015〕19号」

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9625.ht](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9625.htm)

[m](#)

「国務院による中国（福建）自由貿易試験区の総体方案に関する通知〔2015〕20号」

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9633.ht](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9633.htm)

[m](#)

「国務院弁公庁による自由貿易試験区の外資投資に対する国家安全管理措置（ネガティブリスト）に関する通知」（国弁発〔2015〕23号）

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9627.ht](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9627.htm)

[m](#)

「国務院弁公庁による自由貿易試験区の外資投資に対する国家安全審査試行弁法に関する通知」（国弁発〔2015〕24号）

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9629.ht](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-04/20/content_9629.htm)

[m](#)

自由貿易試験区、外資投資に対する備案管理を試行

【主な背景】

2013年9月、上海市人民政府による「中国(上海)自由貿易試験区における外資投資企業に対する備案管理弁法」は、外資管理に対して、改革の試行を行うものである。2014年12月、全国人民大会常務委員会の授権を経て、国務院に新たに承認された広東、天津、福建自由貿易試験区及び上海自由貿易試験区内に、外資投資の参入の特別管理措置(ネガティブリスト)以外の分野では、外資投資企業の設立、変更及び契約定款に対する審査許可は備案管理に変更した。2015年4月8日、商務部は2015年12号公告を発表し、「自由貿易試験区における外資投資備案管理弁法(試行)」(以下を「弁法」と省略)を公布し、公布日から30日後に実施された。

【主な内容】

「弁法」は合わせて20項あり、それぞれ備案管理の適用範囲、備案機構、備案方法、備案プロセス、情報報告、監督検査及び信用管理などの内容を規定した。

一、適用範囲

外国投資者が自貿試験区の『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)』以外の領域に投資し、外商投資企業の設立、変更(以下総称、投資実施)および契約、定款の備案を行う場合、本弁法を適用する。

投資実施日とは外商投資企業設立において、企業の営業許可証発行日を指す。外商投資企業の変更においては、企業の営業許可証の更新に関連する場合、投資実施日とは企業の営業許可証の更新日を指し、企業の営業許可証の更新に関連しない場合、投資実施日とは変更事項発生日を指す。

二、備案機構

自貿試験区管理機構(以下略称、備案機構)は自貿試験区の外商投資プロジェクトの備案管理に対して責任を負う。

三、備案方法

「弁法」は明確に外国投資者、又は外資投資企業は投資を実施する前、あるいは投資実施日から 30 日以内に、自貿試験区ワンストップ受理プラットフォームに登録し、オンラインで申告表に入力し、備案プロセスを完了することを規定している。備案範囲内の投資事項に関して、備案機構は営業日 3 日以内に、備案を完了し、外国投資者及び外国投資企業に知らせ、ホームページに備案の結果に関する情報を公布、共有する。

四、情報報告など

「弁法」は自由貿易区内の外資投資情報報告、監督検査、信用記録制度を確定した。自貿区内の外商投資企業は、毎年 6 月 30 日前に備案システムに登録し、経営状況年度を報告しなければならない。自由貿易区内の備案機構は法律によって外商投資企業に対して監督検査を行う。外資（香港・澳門・台湾・華僑）投資企業の信用記録システムを建設し、外国投資者及び外国投資企業の備案、登記、及び投資経営などの活動における信用情報を記録し、関連の部門と共有する。

【主な影響】

「弁法」は自由貿易区内において、外資投資設立及び変更に関する契約、定款に対して、備案管理を行うことになるが、これは外資企業の大陸市場進出、企業の行政手続きの簡便化に有利である。

【法律依拠】

「自由貿易試験区外資投資備案管理弁法（試行）」9 商務部公告 2015 年第 12 号）

<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/n/201504/20150400946303.shtml>

奨励類外資投企業項目の確認に関する新政策

【主な背景】

2014年7月22日、国務院は『国務院による一部の行政審査項目などの事項の取消及び調整に関する通知』（国発（2014）27号）を公布し、「奨励類外資投資企業の項目の確認審査」を取消した。国務院の関連の行政の簡素化、権力の委譲の要求を貫徹し、引き続き有効的に「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」（国発（1997）37号）の中の輸入設備税収政策を実行するため、2015年4月、商務部は「奨励類外資投資企業の項目の確認審査の取消後の後続工作を手配する通知」（以下は本通知と略称する）を公布した。

【主な内容】

1. 外資投資の奨励類項目に対して、商務主管部門は今後「国家によって奨励された国内外外資項目確認書」（以下確認書と省略する）を発行せず、外資投資企業の免税輸入設備リストを審査しなくなる。
2015年5月1日から、商務主管部門は関連の規定及び権限に基づき、企業の設立、増資事項を処理する際に、「外資投資産業ガイドブック」における奨励類産業の条目及び「中西部地区外資投資の優位性産業目録」の条目に合致した外資投資に対して、下級部門に対する意見・指示の中に、外資投資奨励類の項目に関する情報を明記しなければならない。適用される産業政策条目、項目の性質、項目の内容、項目の投資総額等の情報が含まれる。企業の投資経営活動が多数の奨励類産業政策条目に関わる場合、関連の条目に基づき、それぞれ上述の情報を明記しなければならない。
2. 商務主管部門は、2014年7月22日前に企業の設立、増資を批准したものの、「確認書」を発行していない場合、及び2014年7月22日から2015年4月30日までの期間において、批准された企業の設立、増資事項に関して、「外資投資産業のガイドブック」の奨励類の産業条目及び「中西部地区外資投資の優位性産業目録」の条目の外資投資に一致した場合、「外資投資奨励類項目の情報まとめ表」を記入しなければならない。省レベルの商務主管部門が2015年7月1日前に、所管範囲内の「まとめ表」を直属の税関に送付し、商務部（外資司）にもコピーを送付す

る。

3. 外資投資奨励類項目の情報には変化がある場合、商務主管部門は変更を批准後、直ちに変更後の情報をシステムに入力し、省レベルの商務主管部門照会した後、直属の税関に外資投資奨励類項目の変更後の情報を送付する。
4. もし外資投資企業の設立、増資が、備案手続きが適用される場合、備案の実施部門は上述の規定に基づき実行する。発行した備案証明の注記欄に外資投資奨励類の項目情報を明記する。

【主な影響】

「通知」の公布は、商務部が国务院による行政簡素化及び権力移譲の要求を貫徹する重要な措置である。「通知」の実施は、奨励類外資投資企業の項目が取消された後、いかに奨励類外資投資企業の項目に対して管理を実施するかを明確にし、さらに外資投資の便利化を促すものとなっている。

【法律依拠】

「商務部による奨励類外資投資企業の項目の確認審査の取消後の後続工作を手配する通知」

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201504/20150400947105.shtml>

深セン市で企業名称の登記改革を試行

【主な背景】

2015年4月、国家工商総局は検討を経て、「深セン市市場及び質量監督管理委員会による企業の名称登記改革試行に対する批復」を公布し、試験の実施方案を策定し、名称登記手続きの簡素化、名称の自主申告制度の確立を模索することとなった。

【主な内容】

一、登記手続きを簡素化する

前置審査・批准事項、あるいは、企業名称承認が、企業の設立登記をする機関と異なる機関で行われる場合を除き、今後は、企業名称の仮承認は実施せず、申請者が企業設立登記を行う際に、企業名称登記を同時に申請して企業名称を自ら申告することができる。

二、名称自主申告制度の構築を模索

名称自主申告制度の構築が模索され、登記機関が企業名称データベースを開放し、企業名称申請の照会、照合システムを構築し、法に従い使用が禁止される、あるいは、制限される企業名称規則を制定して公示し、申請者の企業名称の自由選択に今後便利が与えられる。申請者が自ら照会して、照合システムにエントリーし、システムの提示情報を参照し、その使用予定の企業名称が企業名称の規則に違反しないと確認した後、自主的に申告することができるが、申告の名称に対しては相応の法律責任を負わなければならない。

三、名称紛争処理システムの整備

法律の制定を通じて名称紛争の処理システムを革新することを模索し、登記機関に授権することで効率よいプロセスを通じて名称紛争を裁決する。申請者が自主的に申告する企業名称に紛争が発生する場合、紛争各者が登記機関に裁決を申請することも、人民法院に民事訴訟を提起することもできる。当事者が登記機関の裁決結果に対して不服な場合、人民法院に民事訴訟を提起することができる。登記機関は裁決の結果、或いは裁判所による判決に基づき、名称争議を処理し、法律に

従い当事者の合法的な権益を保護する。

四、不適切な企業名称に対する是正措置を強化する。

法律の制定を通じて登記機関に不適切な企業名称を強制的に是正する特別措置を付与し、登記機関が不適切と認定する企業名称、又は名称紛争裁決、判決結果に基づき是正すべき企業名称に対して、登記機関は期限をつけて企業に改正を命じることになる。是正措置を拒否した企業に対しては、登記機関は直接企業名称データベースの中の当該企業の名称を削除し、暫くの間は企業の登記番号を持って代替することができる。また当該企業の登録番号を企業経営異常リストに入れ、企業信用情報公示システムを通じて開示することになる。上述のような特別是正措置に対して訴訟を起こす場合、人民法院は受理しない。

【主な影響】

試行改革の最大のポイントは企業の名称は今後事前審査がいらなくなり、登記機関が事後監督を実施するようになった点にある。深センでは、事前審査が必要となる項目及び企業の名称審査を企業の設立登記と同じ機関ではない機関が実施する場合以外、その他の企業は企業の設立登記を行う際に、企業の名称登記も共に申請し、自ら企業の名称を申請することができる。この改革は商事登記手続きの簡素化に有利であり、今後の全国の企業名称登記制度改革の試金石となる。

【法律依拠】

「工商総局が深セン市市場及び質量監督管理委員会に授権し、企業の名称登記改革試験の展開に対する批復」

http://qyj.saic.gov.cn/wjfb/201504/t20150417_155252.html

食品安全法を修正

【主な背景】

2015年4月24日に、第十二回全国人民代表大会常務委員会第十四回会議において、新たに修正された「食品安全法」を可決・成立させた。この法律は合わせて10章154条で、現行の食品安全法の10章104条より、50条多くなった。修正された食品安全法は食品安全問題の解決に更なる厳しい法律保障を提供した。

【主な内容】

一、特殊食品に対する監督管理を強化

- 1、保健食品の申告は登録・備案の両制度で管理を行う。保健食品のラベル、説明書は疾病予防、治療効果に言及してはならず、内容は真実でなければならないとともに、登録又は届出の内容と一致しなければならない。適用対象者と非適用対象者、効能成分又は主な成分及びその含有量等を明記した上、「本製品は薬品と代替することはできない」と表記しなければならない。製品の効能と成分は、ラベル及び説明書と一致しなければならない。
- 2、遺伝子組み換え食品は必ず「はっきり表示しなければならぬ」くなり、遺伝子組み換え食品の不当表示を防止する。
- 3、食品添加剤の生産に対して許可制度を実施する。
- 4、幼児調製食品に関して、乳幼児調製食品を製造する企業は、原料が工場に納品されてから製品として出荷されるまでの全プロセスに対して品質コントロールを実施し、出荷される乳幼児用調製食品については全ロット検査を実施し、乳幼児用調製食品の安全を保証しなければならない。乳幼児用調製食品の製造に使用する生乳、補助材料、食品添加物等は、法律、行政法規の規定及び食品安全国家基準に合致しなければならない。乳幼児の成長発育上必要とする栄養成分が保証されなければならない。乳幼児調製食品を製造する企業は、生産原料、食品添加物、製品調製成分及びラベル等を省、自治区、直轄市人民政府食品医薬品監督管理部門に届け出なければならない。

い。

二、インターネット上の食品取引の第三者のプラットフォームの提供者は進出した食品経営者に対して実名登録を行う義務がある

1. 新「食品安全法」では新機軸が規定されており、第三者のプラットフォームの責任が強調されている。許可証を審査するだけではなく、違法出店者に直ちにサービスを中止・停止させ、所轄機関に報告しなければならない。このような措置を通じて、第三者のプラットフォームによる審査が促されることになる。第三者のプラットフォームによる監督管理と同時に、消費者からの告発も一つのルートである。消費者から、第三者のプラットフォームへ出店者の違法行為を告発し、更に確実な証拠がある場合には、第三者のプラットフォームは既に「この状況を把握していた」とみなされて、調査を実施しなくてはならず、法律が規定する義務を負わなければならない。
2. 食品取引の第三者のプラットフォームはアクセスする食品販売者に対して実名登録を行わなければならない。消費者の合法的な權益が損害を受けた場合、販売者または生産業者に対して賠償を請求することができる。第三者のプラットフォームはアクセスした食品経営者の本名、住所、有効な連絡先を提供することができない場合、第三者のプラットフォームが賠償責任を負うことになる。

三、違法行為に対する処罰措置を改正

1. この法律の規定により、一旦食品の安全に問題があった場合、執法部門はまず違法行為を判断し、刑事犯罪に属する場合には、公安部門が捜査を行い、刑事責任を追及する。刑事責任にならない場合、行政執法部門により行政処罰に処する。
2. 新たに行政拘留処罰が加えられた。新法の中には、非食用物質、病死した動物、違法な高い毒性のある薬物、農薬の頻繁な使用などが禁止され、嚴重な違法行為に対しては行政拘留という処罰を加えた。現行の食品安全法には、刑事責任が追求されない違法行為に対しては、行動の自由を制限する処罰に関する規定がなかった。
3. 新法は一部の違法行為の罰金額を大幅に引き上げた。例えば薬品を添加した食品、栄養成分が国家標準を満たさない乳幼児調整粉・ミルクを生産・経営する違法行為に対しては、法律が修正される前には、最高で貨物金額の10倍まで罰金を徴収することになっていたが、

新法ではその金額を 30 倍に引き上げた。食品安全基準に不適合な食品を生産し又は食品安全基準に不適合であることを明らかに認識しつつ販売した場合、消費者は損害賠償を請求するほか、製造者又は販売者に対して支払った代金の10倍又は損失金額の3倍の賠償金を請求することができる。賠償金額が千元に満たない場合は千元とする。

4. 新法では新たな責任を問う制度を設立した——監督・管理部門の責任人者と面会する制度。県レベル以上の人民政府食品薬品監督管理などの部門で適時に食品の安全に対するリスクを発見できず、適時に監督・管理域内の食品安全問題を解決できない場合、同級の人民政府は主要な責任者と面会することになる。更に、地方の人民政府が食品安全の職責を履行せず、適時に地域の食品安全問題を解決できない場合、さらに上の人民政府が主要な責任者と面会することになる。

【主な影響】

新たに修正された「食品安全法」は「史上最も厳格」な食品関連の法律として、農産物の生産、食品の加工、市場の流通、安全の監督・管理、消費者の権益保護などの各段階において、食品の安全をコントロールするものとなっている。この法律が有効に機能すれば、現在の食品の安全にかかる大きな問題を有効に解決することが期待される。食品の生産・販売業者に対しては、管理の強化とコストの増加が見込まれた。

【法律依拠】

《食品安全法》

http://www.gov.cn/zhengce/2015-04/25/content_2853643.htm

企業・事業単位の制度改造・再編に係る契稅政策の

より一層の引上げに関する通知

【主な背景】

国务院の企業の統合再編の市場環境をさらに最適化することに関する意見」(国発[2014] 14号)を徹底して実行させ、企業の持続的な経営、事業単位の制度改造・再編を進めるために、2015年4月、財政部は「企業・事業単位の制度改造・再編に係る契稅政策のより一層の引上げに関する通知」(「本通知」と略称する)を公布した。

【主な内容】

一、企業の制度の改造について

「中華人民共和国会社法」で制度改造には、非公司制から有限責任公司若しくは株式有限公司へ、有限責任公司から株式有限公司へ、株式有限公司から有限責任公司へ制度改造する会社に対し、原会社の投資主体が存続し、且つ改造後の会社にも75%以上の持分(株式)を有し、改造後の会社に原会社に係る権利、義務を引き継ぐ場合、原会社の土地、住宅等の継承で発生する契稅は、徴収免除対象となる。

二、事業単位の制度改造について

事業単位から企業まで改造される場合、原投資主体が存続し、且つ且つ改造後の会社にも50%以上の持分(株式)を有し、原事業単位の土地、住宅等の継承で発生する契稅は、徴収免除対象となる。

三、会社の合併について

二つ若しくは二つ以上の会社が、法律法規及び契約書通りに一つの会社に合併する場合、原投資主体が存続し、且つ合併後の会社が各会社の土地、住宅等の継承で発生する契稅は、徴収免除対象となる。

四、会社の分割について

一つの会社が法律法規及び契約書通りに二つ若しくは二つ以上の会社に分割される場合、原投資主体が存続し、且つ分割後の会社が原会社の土地、住宅等の継承で発生する契税は、徴収免除対象となる。

五、会社の倒産について

関連法律法規通りに倒産手続きを行う会社に対し、債権者（倒産会社の従業員も含む）は倒産会社が債務抵償のための土地、住宅等の継承で発生する契税は、徴収免除対象となる。また、非債権者に対しては「中華人民共和国労働法」に基づきそれぞれ処理されるものとする。原会社全ての従業員に対し、適切な措置を行い、且つ原会社の全ての従業員と3年以上労働契約が結ばれている場合、原会社の土地、住宅等の継承で発生する契税は、徴収免除対象となる。原会社の30%以上の従業員と3年以上労働契約が結ばれている場合、原会社の土地、住宅等の継承で発生する契税は、半分徴収減免対象となる。

六、資産の譲渡について

県レベル以上の人民政府或いは国有資産管理部門に対し、法規通りに行政的調整、国有土地、住宅等の譲渡が行われれば、継承で発生する契税は、徴収免除対象となる。

親会社とその100%出資子会社間、同一の親会社のその100%出資子会社間、同一自然人とその100%出資独資会社間、一人の有限公司間を含む同一投資主体に属する内部企業間で行う土地、住宅の譲渡については、発生する契税は、徴収免除対象となる。

七、債権から持分へについて

国務院の承認を得た債権から持分への新会社に対し、新会社が原会社の土地、住宅等の継承で発生する契税は、徴収免除対象となる。

八、土地譲渡及び値段付けの出資について

土地譲渡及び値段付けの出資を通じて制度改造される企業、事業単位から土地継承で発生する契税は、上述の免税範囲外のため、受け入れ側が契税を納付する義務がある。

九、会社の持分の譲渡について

会社の持分の譲渡する際、個人が会社から土地、住宅権とは関係なく、会社の持分を受け入れる場合、契税を納付する義務はない。

十、関連用語の定義について

本通知が指す会社、企業とは中国の関連する法律法規通りに登記及び設立された会社を指す。

本通知が指す投資主体が存続することとは、原企業、事業単位の出資者が制度改造後の企業で出資比率が変更しても必ず存続することを指す。投資主体が同様な場合とは、会社が分割される前・後で出資比率が変更しても出資者が変更しないことを指す。

【主な影響】

本通知は2015年1月1日から2017年12月31日まで執行するものとする。本通知の公布前に、企業、事業単位制度の改造・再編プロセスで未解決の契稅に係る問題がある場合、本通知に基づき執行することが可能である。

【法律依拠】

「企業・事業単位の制度改造・再編に係る契稅政策のより一層の引上げに関する通知」

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201504/t20150410_1215487.html

個人非貨幣性資産の投資に係る個人所得税の通知

【主な背景】

個人が非貨幣性資産を以って投資をし、被投資企業の株価が当該資産の取得原価を超える部分に対しては、税法に従って個人財産譲渡所得に属するとされ、個人所得税を納付しなければならない。2013年、国務院より承認済みの「中国(上海)自由貿易試験区の全体法案」(国発(2013)38号)により、上海自由貿易区で個人の非貨幣性資産の投資に係る個人所得税分割納税政策を先行することが認可された。

2015年3月30日に財政部、国税総局より「個人非貨幣性資産の投資に係る個人所得税の通知」(以下は「通知」という)が公布された。個人非貨幣性資産の投資に係る個人所得税分割納税政策の適用範囲について上海自由貿易区から全国へ拡大することを通知で明確にし、2015年4月1日から執行された。

【主な内容】

- 1、個人が非貨幣性資産を以って行う投資は、個人による非貨幣性資産の譲渡と投資が同時に発生したものとみなされ、非貨幣性資産の譲渡による所得に対しては「財産譲渡所得」として個人所得税を納付しなければならない。
- 2、個人が非貨幣性資産を投資する場合、評価後の公正価値によって非貨幣性資産の譲渡収入を認識しなければならない。また、当該譲渡額から当該資産の原価および合理的な税金費用を差し引いた残額が課税所得額となる。非貨幣性資産で被投資会社の株を譲渡及び取得する時点を以って、非貨幣性資産収入の実現が確認できる時点とする。
- 3、個人は上述の課税行為が発生した翌月の15日以前に主管税務機関で納付申告を行う必要がある。納税者が一括納付することが困難な場合、分割納付プランを合理的に認識し、主管税務機関に備案してから課税行為が発生した日から5ヵ年度(5年度を含む)以内に個人所得税を分割納付することができる。
- 4、納税者が投資取引の過程で現金対価を受領した場合には、現金部分を優先的に納付に充当し、現金が不足する部分の税額についてのみ分割納付することができる。また、納税者が分割納税期間に保有する持ち分

を譲渡して現金収入を取得した場合も、当該現金収入を優先的にまだ納付していない税額の納付に用いなければならない。

- 5、通知で述べた非貨幣性資産というのは、現金、銀行預金などの貨幣性資産以外の資産を指す。主な株式、不動産、技術発明の成果、及びその他形式の非貨幣性資産は含まれる。非貨幣性の投資には、非貨幣性資産を出資して新しい企業を設立すること、及び非貨幣性資産を出資して企業の増資、第三者割当増資、株式交換、再編等の投資行為に参加することを含む。
- 6、分割納税政策は2015年4月1日から施行されるが、2015年4月1日より前5年以内に発生した、また納税処理を行っていない個人による非貨幣性資産の投資にも適用できる。よって、2015年4月1日より前に非貨幣性資産の投資を行った個人であっても、残余期間内において納税額を分割納付することができる。

【主な影響】

本通知における分割納付政策の核心内容としては、個人の非貨幣性資産の投資による個人所得税についても納税者が一括納付することが困難な場合、分割納付プランを合理的に認識し、主管税務機関に備案してから課税行為が発生した日から5カ年度(5年度を含む)以内に個人所得税を分割納付することができるがある。分割納付政策は2015年4月1日より執行されるものとするため、企業が非貨幣性資産を以って行う投資による企業所得税の処理原則と一致していると考えられる。よって、民間投資を一層促すととなり、大衆の起業を促進し、納税者の十分な納税資金の不足という困難状況を緩和することが期待される。

【法律依拠】

「個人の非貨幣性資産の投資に係る個人所得税の通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1535106/content.html>

増値税一般納税者管理に関する調整の公告

【主な背景】

「一部の行政審査・認可項目等の事項の取消し及び調整に関する国務院の決定」(国発(2015)年11号)に基づき、国家税務総局は2015年3月30日に増値税一般納税者管理関連事項の調整をした。

【主な内容】

1. 増値税一般納税者資格は登記制を実行し、登記事項は増値税納税者がその主管税務機関に対して手続きを行う。
2. 納税者の一般納税者資格の登記プロセスは以下のようである：
 - 1) 納税者が主管税務機関に対して『増値税一般納税者資格登記表』に記入し、税務登記証明書を提供する。
 - 2) 納税者の書き入れた内容が税務登記情報と合致する場合、主管税務機関はその場で登記する。
 - 3) 納税者の書き入れた内容が税務登記情報と合致しない場合、若しくは要求に合わない場合、主管税務機関はその場で補足内容を知らせるものとする。
3. 納税者の年度課税売上高が財政部、国家税務総局の規定基準を越え、且つ関連政策の規定に合致し、小規模納税者を選択して納税する場合、主管税務機関に書面による説明を提出しなければならない。
個人事業主以外のその他個人の課税売上高が規定基準を越える場合、主管税務機関に書面による説明を提供することは必要とされない。
4. 納税者の年度課税売上高が規定基準を越える場合、申告期間が終了した後20営業日以内に前述の第2条若しくは第3条規定に基づき関連手続きを行う。規定時限通りに手続きしない場合、主管税務機関が規定の期限終了後の10営業日以内に『税務事項通知書』を制作し、納税者に10営業日以内に主管税務機関に関連の手続きをしなければならない。
5. また、財政部、国家税務総局の別途の規定がある場合以外、納税者がその一般納税者資格を選択して発効する日より、増値税の一般税額算

出方法に基づき課税税額を計算し、規定により増値税専用インボイスを受領することを明確にした。

6. 本通知は 2015 年 4 月 1 日より執行するものとする。
「増値税一般納税者の認定管理方法」(国家税務総局第 22 号)の第 4 条第 2 款第(一)項目、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条は実行停止となり、関連定款を修正してから改めて公布するものとする。

【主な影響】

2015 年 4 月 1 日より増値税の一般納税者に係る資格認定は行政審査制から登録制へ変更される。登録制が執行されてから、税務機関からの承認手続きが無くなり、主管税務機関は納税者より提供される登録資料、情報の確認が取れた後、納税者は一般納税者の資格を取得できる。また、納税者より提供される資料も簡素化されたため、税務登記証書を提供し、「増値税一般納税者資格登記表」を記入すれば登録することができる。納税者の書き入れた内容が税務登記情報と合致する場合には、主管税務機関がその場で一般納税者の登記をする。

【法律依拠】

「国家税務総局—増値税一般納税者管理に関する調整の公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1537151/content.html>

「非住民企業の所得税査定徴収管理弁法」の修訂通知

【主な背景】

一部の行政審査・認可項目等の事項の取消し及び調整に関する国務院の決定」(国発(2015)年 11 号)及び「一部の行政審査・認可項目等の事項の取消し及び権限委譲に関する国務院の決定」(国発(2014)年 5 号)に基づき、主管税務機関が非住民企業に対する業界及びその利益率確定、海外で設立された中国居民企業が中国国内主管税務機関に関する選択認可及び変更の行政審査、非居民企業の株券譲渡による特殊性税務処理承認について、この 3 つの事項の行政審査は取り消された。従い、「非居民企業の企業所得税査定徴収管理弁法」(国税発(2010)19 号)、「海外で設立された中国居民企業の企業所得税管理弁法(試行)」(国家税務総局の 2011 年第 45 号)及び「国家税務総局は非居民企業株券譲渡による特殊性税務処理承認に関する公布」(国家税務総局 2013 年第 72 号)の関連条項を修訂させる必要があるため、今回の修訂は今後行政審査の取消及び事後管理上の要求に適應することが主な目的となっている。

【主な内容】

一、「非居民企業の企業所得税査定徴収管理弁法」への修正

非居民企業の企業所得税査定徴収に関する規定は、税收征管法の第 35 条に基づく税務機関の帳簿検査徴収が適用されない非居民会社に対する税收征管行為に関するものであり、納税者による申請を前提としたものではない。この曖昧さを回避するために第二款を削除し、また査定徴収のプロセス及び手順を規範化させるために、手続き期限を規定し、審査に係る文言を修正した。更に、「非居民企業の企業所得税徴収方式鑑定表」を合わせて修正した。

二、「海外で設立された中国居民企業の企業所得税管理弁法(試行)」への修正

「税務総局は既に「国家税務総局実際管理機構による居民企業の認定に関する問題の通知」(2014 年第 9 号)を通じ、「国家税務総局は海外で設立された中国居民企業に対する実際管理機構による居民企業

の認定に関する通知」(国税発(2009)82号、以下は「通知」という)の関連条項を修正した。「通知」の第二条の規定に該当する海外で設立された中国居民企業は、中国国内で主要な投資者の所在する登録地の主管税務機関に居民企業の申請を行うことが要求される。本公布はこれを踏まえ、海外で設立された中国居民企業の主管税務機関はその中国国内で主要な投資者の所在する登録地の主管税務機関であること、また関連主要税務機構に関する選択認可及び変更の行政審査を取り消すことを明確にした。

三、「非居民企業株券譲渡による特殊性税務処理承認に関する公布」への修正

非居民企業株券譲渡による特殊性税務処理承認は行政審査から備案(登録)管理へ調整することが国家税務総局 2013 年公布の第 72 号規定された。但し、72 号公布の第七条である「非企業企業株券譲渡による特殊性税務処理に関する備案を行わない案件は、一般性税務処理規定に該当し、関連規定に従って企業所得税を納付すべきである」という規定は、事前審査になりがちなため、当該規定は取り消されるものとする。税務機関は日常の徴収管理の経験を踏まえ、非居民企業株券譲渡による特殊性税務処理の管理を強化し、未備案の案件を発見する場合、本公布の第二条、第三条の規定を告知してから備案手続きを行うものとする。備案手続きを履行しない企業に対し、税務機関は徴収管理法及びその細則に従い、関連の処理を行うものとする。

【主な影響】

本公布は 2015 年 6 月 1 日から執行されるものとする。非居民企業に関する税収管理審査事後管理上の措置によって納税者の便利が図られ、関連する監督及び税収リスクに対する防止の強化もできる。

【法律依拠】

「非居民企業所得税査定徴収管理弁法」の修訂通告

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1577578/content.html>

外商投資企業の外貨資本金元転管理方式を改革する通知

【主な背景】

2014年8月から国家外貨管理局は一部地域で外商投資企業の外貨資本金元転管理方式改革を実施した。外貨管理体制に係る改革をより深め、外商投資企業の運営及び資金運用の便利を図るために、国家外貨管理局は「外商投資企業の外貨資本金元転管理方式を改革する通知」(以下は「通知」という)を公布した。一部地域での試行実施を踏まえ、外貨管理局は外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革について2015年6月1日より全国で執行する。

【主な内容】

一、外商投資企業外貨資本金の自由元転、企業は自由に元転タイミングが選べる。

外商投資企業外貨資本金の自由元転とは外商投資企業資本金口座のうちの、所在地外管局の貨幣出資権益の確認を経た(あるいは銀行の貨幣出資入金登記を経た)外貨資本金を企業の経営実需に基づき銀行で元転できることを指す。外商投資企業の外貨資本金自由元転比率は暫定的に100%とする。国家外貨管理局は国際収支形勢に基づき適時上述の比率を調整することができる。

外貨資本金自由元転を実行すると同時に、外商投資企業は依然として支払元転制を選択しその外貨資本金を使用することができる。銀行は支払元転原則に照らして企業のために元転業務を行う際、企業が前回元転(自由元転と支払元転を含む)した全資金の用途の真実性と合法性を審査しなければならない。

二、外商投資企業の資本金及びその元転資金の利用は必ず外貨管理関連の規定に従うことを明確し、資本金の使用に対してはネガティブリストで管理するものとする。

「通知」によって外商投資企業の資本金およびその元転して得た人民元資金を以下の用途に用いてはならない：

- 1、間接あるいは間接的に企業経営範囲外あるいは国家の法律法規で禁止する支出に用いてはならない；
- 2、法律法規にその他の規定が有る場合を除き、直接或いは間接的に証券投資に用いてはならない；
- 3、間接あるいは間接的に人民元委託貸付の実行（経営範囲で許可されている場合を除く）、企業間貸借（第三者立替を含む）の返済および第三者に転貸した銀行人民元借入の返済に用いてはならない；
- 4、除商投資不動産企業を除き、自社で使用しない不動産の購入の関連費用支払に用いてはならない。

三、外商投資企業が元転資金にて域内持分投資を展開する利便性を向上させる。

原通貨での持分投資を除き、投資を主要業務とする外商投資企業（外商投資性公司、外商投資創業投資企業と外商投資持分投資企業を含む）が、その域内での投資プロジェクトが真実、合法であるという前提の下で、実際の投資規模に基づき外貨資本金を直接元転するあるいは元転支払い待ち専用口座内の人民元資金を被投資企業口座に振替えることを許可する。

上述の企業以外の一般性外商投資企業が資本金原通貨の振替で以って域内持分投資を行う場合、現行の域内再投資規定に基づき処理する。元転資金で域内持分投資を行う場合、被投資企業は先に所在地外管局（銀行）で域内再投資登記を行って相応の元転支払い待ち専用口座を開設し、投資を行う企業は実際の投資規模に基づき元転して得た人民元資金を被投資企業が開設した元転支払い待ち専用口座へ振替える。被投資企業が引続き域内持分投資を行う場合、上述の原則に基づき処理する。

四、元転資金の支払管理を規範し、銀行は審査の真実性義務を担う。

原通貨での持分投資を除き、投資を主要業務とする外商投資企業（外商投資性公司、外商投資創業投資企業と外商投資持分投資企業を含む）が、その域内で投資プロジェクトが真実、合法であるという前提の下で、実際の投資規模に基づき外貨資本金を直接人民元転する或は元転支払い待ち口座内の人民元資金を被投資企業口座に振替えることを許可する。上述企業以外の一般性外商投資企業が資本金原通貨の

振替をもって域内持分投資を行う場合、現行の域内再投資規定に基づき処理する。

五、その他直接投資による外貨口座の資金による元転及び使用上の管理の詳細を明確化、簡素化する。

銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」等の原則を履行し、外商投資企業の資本金対外支払および元転して得た人民元資金の支払時には真実性審査に責任を負わなければならない。資金支払毎に、前回の支払証明資料の真実性と合法性を審査しなければならない。銀行は外商投資企業の外貨資本金元転および使用の関連証明資料を5年間調査に備えて保存しなければならない。

外商投資企業が準備金名義で資本金を使用する場合、銀行は上述の真実性証明資料の提出を要求しなくてよい。単一企業の毎月の準備金（自由元転と支払元転を含む）支払累計金額は10万米ドル相当を超えてはならない。全外貨資本金の元転支払或は元転支払待ち口座内の人民元資金支払を一度に申請した外商投資企業が、関連する真実性証明資料を提出できない場合、銀行は人民元転、支払を行ってはならない。

六、外管局事後監督管理と規則違反処置の更なる強化。

外管局は関連規定に基づき、銀行が行う外商投資企業の資本金人民元転使用等の業務の合法性に対する指導及び照合確認を強化しなければならない。照合確認の方式は関連業務主体へ書面による説明と業務資料の提出を要求し、責任者と面談し、現場での検査或は業務主体の関連資料をコピーし、規定違反の状況等を通報することを含む。重大で悪意ある規則違反を行った銀行は関連手続きに基づきその資本項目下の外貨業務を暫定的に停止させられたり、重大で悪意ある規定違反を行った外商投資企業は自由元転資格を取り消される可能性があり、書面説明書を提出して相応の修正を行う以前に、その他資本項目下の外貨業務を行ってはならない。

【主な影響】

「通知」の公布は国家外貨管理局から中国（上海）自由貿易試験区の試行実績を踏まえて全国へ拡大するという要求に応じる外貨資本金元

転管理に係る重要な措置だと考えられる。「通知」の執行は為替損失を回避させ、社会運営原価を減少させ、貿易投資の利便性を図り、外貨資本金元転に関する自主権及び選択権を企業に完全に与えるものとなる。

【法律依拠】

「外商投資企業の外貨資本金元転管理方式を改革する通知」

http://www.safe.gov.cn/wps/portal/!ut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os3gPZxdnX293QwML7zALA09P02Bnr1BvI2c_E_1wkA6zeGd3Rw8Tcx8DAwsTdwMDTxMnfz8P50BDA09jiLwBDuBooO_nkZ-bql-QnZ3m6KioCACk6Xh-/dl3/d3/L2dJQSEvUUut3QS9ZQnZ3LzZfSENEQ01LRzEwODRJQzBJSUpRRUpKSDEySTI!/?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/zjtzwhgl/node_zcfg_zbxm_kjtz_store/f4be0f0047efabb79cb1bceee2a1794d